

私立幼稚園等園児保護者補助金のご案内【別紙】

変更箇所一覧

○変更箇所は赤字部分です。

2 補助金の種類と金額

【変更時期：令和 7 年 4 月～】(掲載箇所：1 枚目の裏面)

(3) 補足給付費(給食費のうちの副食費に対する補助) 表

上 限 月 額 4,900 円

補助額計算方法 < 245 円 × 給食日数 > と < 実際に支払った月の給食費 > の少ない方

【変更時期：令和 7 年 9 月～】(掲載箇所：1 枚目の裏面～2 枚目の表面)

(4) 施設等利用給付費(預かり保育料に対する補助) 表・新

対象 1・子育てのための施設等利用給付認定の第 2 号または第 3 号認定を受けている方(1)
(満 3 歳児クラスに在籍しており、区から保育の必要性の証明を受けて補助を受ける方は対象 2 をご覧ください)

1 子育てのための施設等利用給付認定の第 2 号または第 3 号認定を受けていない場合は、補助対象外です。(認定手続、認定状況等については、保育課保育認定係へお問い合わせください。)

区分	幼稚園の預かり保育を利用する場合	幼稚園の預かり保育と認可外施設等の両方を利用する場合(2)
上限月額	15,000 円(3)	15,000 円(3)
補助額の 計算方法 (4)	以下 と の合計額 国補助：450 円 × 預かり保育利用日数 区独自補助：上限 3,700 円(5) 計算の詳細は、4 枚目の表面をご覧ください。	以下 と の合計額 幼稚園の預かり保育に対する 補助額(左記 + の額) 11,300 円(3) - (450 円 × 幼稚園預かり保育利用日数)
備考	園から区へ預かり実績の報告がされるため、領収書等の提出は不要です。	保護者の方から区へ、認可外施設等の領収書の提出が必要です。

2 教育時間を含む預かり保育の提供時間数が 8 時間未満または開所日数 200 日未満の幼稚園に通園する方のみ、認可外保育施設等の利用料が補助の対象となります。

在籍園が対象となるかは、練馬区のホームページもしくは幼稚園にご確認ください。

なお、練馬区外の幼稚園は所在地の自治体もしくは幼稚園にご確認ください。

3 第 3 号認定を受けている方は、16,300 円です。

4 実際に園へ支払った預かり保育料が、算出した補助額よりも少ない場合には、支払った預かり保育料の金額が補助上限額となります。

5 第 3 号認定を受けている方は、対象外です。

対象 2 ・ 満 3 歳児クラスに在籍する子どもで、幼稚園の預かり保育を利用する方

(子育てのための施設等利用給付認定の 3 号認定を受ける方は**対象 1**をご覧ください。)

補助額計算方法 以下 と の合計額 (1)

450 円 × 幼稚園での預かり保育利用日数

16,300 円 - (上記 の金額)(2)

1 実際に園へ支払った預かり保育料が、算出した補助額よりも少ない場合には、支払った預かり保育料の金額が補助上限額となります。

2 は幼稚園の預かり保育と認可外施設等の両方を利用する場合(3)のみ対象となります。

3 教育時間を含む預かり保育の提供時間数が 8 時間未満または開所日数 200 日未満の幼稚園に通園する方のみ、認可外保育施設等の利用料が補助の対象となります。

在籍園が対象となるかは、練馬区のホームページもしくは幼稚園にご確認ください。

なお、練馬区外の幼稚園は所在地の自治体もしくは幼稚園にご確認ください。

備 考

・ 補助を受けるには、区へ必要書類を提出する必要があります。

(詳細は、2 枚目の裏面の「 4 申請に必要な書類および手続き方法」をご確認ください。)

・ 区独自の上乗せ補助 (上限 3,700 円) は対象外です。

・ 認可外施設分の預かり保育補助を受ける方は、認可外保育施設等を利用した際の領収書の提出が必要となります。

4 申請に必要な書類および手続き方法 (掲載箇所 : 2 枚目の裏面)

(1) 提出書類

満 3 歳児クラスに在籍する子ども (子育てのための施設等利用給付の第 3 号認定を受けている子どもを除く。) で、幼稚園の預かり保育を利用し、預かり保育料の補助を受ける方
保育の必要性の確認に必要な書類

・ つぎの書類をご提出ください。

保育の必要性の証明願

本人または家族がすでにア・イいずれかの認定を受けている場合は、ア・イいずれかの認定書の写し

ア 教育保育給付認定の第 2 号または第 3 号

イ 施設等利用給付認定の第 2 号

上記認定を受けていない場合は、就労証明書等の保育の必要性の確認に必要な書類をご提出ください。

「保育の必要性の証明願」や就労証明書等の様式は、区のホームページ (令和 7 年度私立幼稚園補助金) (右の二次元コード) から取得できます。



預かり保育補助金の支給額算出方法

(掲載箇所：4枚目の表面)

練馬区では、預かり保育の補助金について、下記の ～ に基づきその月の支給額を決定します。

第2号認定児は11,300円(第3号認定児または満3歳児クラスに在籍しており、区から保育の必要性の証明を受けて補助を受ける園児は16,300円)まで国の無償化の範囲となるため、国の計算方法(日額単価@450円×利用した日数)で金額を算出。

1か月の支払額が11,300円を超える場合、3,700円を上限に助成する。

・ を合わせて月額最大15,000円までを上限として支給。

第3号認定児または満3歳児クラスに在籍しており、区から保育の必要性の証明を受けて補助を受ける園児については、 は対象外となります。

(認可外施設等の利用に対する補助)

・ 施設等利用給付(第2号または第3号認定)を受けている園児または満3歳児クラスに在籍しており、区から保育の必要性の証明を受けて補助を受ける園児は、教育時間を含む預かり保育の提供時間数が8時間未満または開所日数200日未満の幼稚園を利用する場合、幼稚園の預かり保育のほか認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

・ 補助額は国の制度(第2号認定児は11,300円、第3号認定児または満3歳児クラスに在籍しており、区から保育の必要性の証明を受けて補助を受ける園児は16,300円)の範囲内で幼稚園の預かり保育料(450円×利用日数)を引いた額が上限となります。